

令和4年第6回太子町議会定例会（第501回町議会）会議録（第4日）

令和4年12月16日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第8号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 3 同意第9号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 4 議案第51号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第52号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 6 議案第53号 太子町情報公開条例の制定について
- 7 議案第54号 太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 8 議案第55号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第56号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 10 議案第57号 職員の降給に関する条例の制定について
- 11 議案第58号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第59号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上9件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 13 議案第66号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第60号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 16 議案第61号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第62号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第63号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第64号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 20 議案第65号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 同意第8号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 3 同意第9号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 4 議案第51号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第52号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 6 議案第53号 太子町情報公開条例の制定について
- 7 議案第54号 太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 8 議案第55号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第56号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 10 議案第57号 職員の降給に関する条例の制定について
- 11 議案第58号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第59号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

(以上 9 件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 13 議案第66号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第60号 令和 4 年度兵庫県太子町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 16 議案第61号 令和 4 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 17 議案第62号 令和 4 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 18 議案第63号 令和 4 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 19 議案第64号 令和 4 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 20 議案第65号 令和 4 年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	桑 名 幸 夫	2 番	松 浦 崇 志
3 番	出 原 賢 治	4 番	森 田 哲 夫
5 番	吉 田 正 之	6 番	長谷川 正 信
7 番	玉 田 正 典	8 番	上 山 隆 弘
9 番	中 薮 清 志	10 番	堀 卓 史
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	清 原 良 典
13 番	井 村 淳 子	14 番	藤 澤 元之介
15 番	中 島 貞 次		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	杉 原 勝 由
教育長職務代理者	福 田 秀 樹	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	栗 岡 正 則	財 政 課 長	佐々木 信 人
総 務 課 長	中 井 義 之		

(開議 午前10時00分)

○議長(中島貞次) 皆さんおはようございます。

令和 4 年第 6 回太子町議会定例会第 4 日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年第 6 回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第１ 諸般の報告

○議長（中島貞次） 日程第１、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案10件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第１項の規定に基づき、説明のため本日の会議に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第２ 同意第８号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第２、同意第８号太子町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第８号太子町副町長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

令和４年12月31日をもって杉原勝由太子町副町長が辞職されることにより、後任として榮藤雅雄氏を選任したいため、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

榮藤雅雄氏は、昭和36年２月４日生まれの満61歳であります。具体的なことにつきましては経歴調書にありますとおり、和歌山大学経済学部経営学科を卒業後、昭和58年４月に太子町役場に入庁され、総務部総務課長、企画政策課長、総務部長、教育次長を歴任し、現在は兵庫県西播磨県民局龍野土木事務用地課用地対策員であります。行政運営に関しましても高い見識を持つ素晴らしい優れた人材であり、人格も高潔であり、“和のまち太子”の創生に向けた体制強化、そして様々な行政課題に迅速、的確に対応するためにも太子町副町長として適任者であると考えております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中島貞次） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 おはようございます。

今回副町長の人事ということで、出されておられる方については特によく私も存じ上げている方なので問題ないのですけれども、12月31日付で現副町長が辞職されるということに関して、その経緯とどういった対応をされたのかということについて御説明いただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 杉原副町長につきましては、11月14日付で11月25日をもって辞職する旨の辞職願が出ておりました。私も初めてこの町長になりました関係で町議会の運営等に不安があるので、ぜひ残っていただきたい、あるいはちょうど副町長は今年が60歳ということで定年になる

年でありますので、体調不良ということが理由だったのですけれども、何とか3月いっぱいまで公務を務めていただけないかというようなお話をして、最終的に副町長のほうが御自身の体調等を総合的に勘案されて12月末をもって辞職したいということの申入れがありましたので、今回そういう意味で後任の上程をさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この選任された方は、現在西播磨県民局龍野土木事務所において立場をお持ちのようですが、そのあたりの対応についてはいかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 龍野土木事務所は西播磨県民局の所管でありますので、年度途中の人事ということもあり非常に危惧もしたのですけれども、県民局長をはじめ、関係の所長、そしてそれぞれの用地課の職員の皆様も本当に快く、残り3カ月ということで仕事のほうは大丈夫ということとで了解もいただき、そして快く推薦に同意もさせていただいておるということでもあります。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから同意第8号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

### 日程第3 同意第9号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第3、同意第9号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第9号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件に至る経緯として、前任の教育委員が本年7月31日付をもってセクシュアルハラスメント被害を理由に辞職されております。しかし、この問題に対する行政の迅速かつ的確な対応が不十分であったため、現在に至っても根本的な解決には至っておりません。そこで、町長就任後、辞職されました教育委員とは配偶者にも同席をしていただき面談する場を持ちました。その際、これまで人権問題であるセクシュアルハラスメントに対する意識が低く、弁護士を交えて話し合

が行われていることを理由に何ら主体的な対応が行われなかったことに対して町長として深くおわびを申し上げますとともに、今後は誠意を持ってこの問題に対応する旨の確認をしたところがあります。これによりまして、この問題解決についての一定の方向性が双方確認されたということで、現在欠員になっております教育委員につきまして新たに竹澤秀代氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

竹澤氏の経歴につきましては参考資料のとおりであります。これまで学校教育や子育ての現場のみならず、手話サークルへの参加を通して手話講習会や手話通訳による聴覚障害者との交流活動、あるいは日本語教室において外国人が日本での生活を快適に過ごすため日本語を教え日本の文化を伝える活動、あるいは子ども食堂において貧困や孤食を防ぐための支援活動といった様々な社会貢献活動を精力的に活動しておられ、本町の教育行政の一層の充実に適任者であると考えております。なお、任期は同法第5条第1項の規定に基づき前任者の残任期間となるため、令和5年1月1日から令和5年9月30日までの9カ月間です。よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（中島貞次）** 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

**○議長（中島貞次）** 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

**○上山隆弘議員** 2点確認させていただきたいと思います。

まず、1点目は過去において、教育委員の同意あるいは内容については、教育委員会と町長サイドのコミュニケーションが不足しておったというようなところがありましたが、この同意については教育委員会とのコミュニケーションはどうだったか。また、今回教育委員は選定されていますが教育長はまだ上がってきておりませんが、それに対する考え方もお示してください。

**○議長（中島貞次）** 町長。

**○町長（沖汐守彦）** まず、1点目の教育委員会とのコミュニケーションということにつきましては、今回この人選については教育委員会にある程度一任しまして、教育委員会が主体的にこういう人がいいということで教育委員会のほうから正式に推薦をいただいて私どもが上程したという経緯でありますので、教育委員会の主体性を尊重しながら、そしてコミュニケーションも取りながら上程はさせていただいたということであります。

2点目は、教育長の件であります。鋭意努力をしたのですが、やはりこの年度途中で重責を退いて、そして新たに就くということは非常に難しかったということで、3月末の退職で4月からということで現在進めております。だから、今回の議案には間に合わなかったということで、教育委員会のほうにも事前に今話しております。

以上です。

**○議長（中島貞次）** 教育長職務代理者。

**○教育長職務代理者（福田秀樹）** 先ほどの御質問に対してですけれども、町長のほうから着任早々教育委員会の独立性、それから主体性についてはもう十分尊重するからやってくれということで最初にお話がありました。そういう中で、事前にいろいろ協議をしまして推薦し、町長とも

しっかりコミュニケーションを図った上で名前を上げさせていただいております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから同意第9号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井村淳子議員及び桑名幸夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（中島貞次） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中島貞次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

新たな議席番号順で職員が指名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

（職員点呼、投票）

○議長（中島貞次） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

井村淳子議員及び桑名幸夫議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（中島貞次） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 14票、反対 0票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第9号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

- ~~~~~
- 日程第 4 議案第 5 1 号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 2 号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 太子町情報公開条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 7 号 職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 8 号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5 9 号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第 4、議案第 51 号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 12、議案第 59 号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案 9 件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました議案につきまして報告書を読み上げさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第 51 号。付託年月日、令和 4 月 12 日 2 日。件名、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和 4 年 12 月 5 日 月曜日午前 10 時から午後 3 時 3 分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①第 4 条（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）の公費負担となる対象期間はとの質疑に、選挙運動期間中のものが対象となるとの答弁があった。

②第 8 条（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）で、公費負担のビラの作成枚数については上限があるのかとの質疑に、公職選挙法の中で決められているとの答弁があった。

③第 11 条（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）で、印刷費及び企画費が増額になっているが 1 人当たりの予算はどのくらいになるのかとの質疑に、上限額の 35 万 1,976 円であるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第52号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、太子町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①この条例制定に当たり近隣市町でもパブリックコメントを実施しているところがあるが、当町が実施しなかった理由はとの質疑に、今回の条例改正は個人情報の保護に関する法律の改正に伴うものであり、運用については当該法律で規定されている。今回手数料の設定等についてのみ条例で規定しているため、パブリックコメントまでは必要ないと判断したとの答弁があった。

②第3条に「手数料の額は無料とする。」と書いてある。手数料を定める予定の自治体もあるようだが当町の考えはとの質疑に、現行の「太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例」第25条(手数料)において、情報公開は1件300円、自己情報は無料と定めており、このうち自己情報の開示に係るものがこの条例第3条(開示請求に係る手数料等)で定められており、現行同様に無料となっている。1件300円としている情報公開に係る手数料は議案第53号の「太子町情報公開条例」の中で現行同様「300円」と明記しているとの答弁があった。

③太子町個人情報の保護に関する法律等施行規則第11条で、写しの交付について白黒とカラーについて手数料が設定されている。今回カラー印刷の区分が加えられた理由はとの質疑に、複写機の使用に関する規程について過去に見直しを行い、カラー印刷のほうが費用もかかることから実費負担いただくため、今回の改正に合わせて新たな区分を設けたとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第53号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、太子町情報公開条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①第2条第2号に「公文書」の用語の意義が明記されており、この中に「磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録」とあるが、これはどのようなものかの質疑に、パソコンやサーバー等に入っている人間の目には見えない情報を対象としているとの答弁があった。

②第7条第2項で、やむを得ない理由がある場合は請求書を受理した日から起算して30日を限度として、その期間を延長できると明記してあるが、やむを得ない理由とはとの質疑に、開示までに書類の準備が整わないような場合であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第54号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第55号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①段階的な定年の引上げにより隔年で定年退職者のない年が発生する。新規採用や再任用などにおいて今までとは違った課題が出てくることが考えられるが、どのように考えているのかとの質疑に、第2次定員管理適正化計画を見ると現在は目標値以上の職員を雇用している。その点も踏まえ今年度中に計画の見直しを行いたいと考えている。新規採用等については従来は退職補充という形であったが、段階的な定年の引上げにより採用のない年が発生するおそれがあるので、総合的に判断した上で、必要な人員を計画的に採用するなど検討していきたいとの答弁があった。

②今回の改正により退職年齢に影響のある職員は何名かとの質疑に、昭和38年度生まれから昭和42年度生まれが対象となり、その合計は11名であるとの答弁があった。

③役職定年後の常勤職員と再任用職員の職務にはどのような差が生じることになるのかとの質疑に、役職定年となった常勤職員は基本的には係長同等級のポストに配属する予定としているため、再任用職員とは職責が違うと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第56号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①定年延長となり職員が60歳を超えて勤務し続ける場合、給与水準は現行の再任用職員と比較してどうなっていくのかとの質疑に、常勤職員として継続して勤務する場合は給料は定年前の7割になり、管理職だった場合は係長と同等級のポジションに配置することになるため、職責に見合う給与ということで再任用職員より給与は上になるとの答弁があった。

②7割支給というのは65歳まで変わらないのか、それとも上がっていくのかとの質疑に、現在も55歳の時点から昇給はしていない。そのため役職定年後7割となった給料は横ばいになる。ただし人事院勧告等で勧告がなされた場合は引上げ等があるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第57号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、職員の降給に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①第3条（降格の事由）で、参考資料に役職定年による降格のほか人事評価等を規定とあるが、役職定年による降格以外に今後は規定に基づいて降格等がなされる場合があるということかとの質疑に、今回の条例制定では定年延長分について規定する。人事評価や健康状態による降格については今後明確な規定を設ける必要があり、現段階では直ちに導入するということではないとの答弁があった。

②定年延長等について職員へどのように周知するのかとの質疑に、60歳に到達する年度の前年度にその後の働き方や給与面などを丁寧に説明する機会を設けるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第58号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①今回の改定による住民生活への影響はとの質疑に、平均的な使用量である月20トンを基準に比較すると、現行使用料は税込み2,585円であるのに対し改定後は税込み3,102円となり、一月当たり517円の増となる。そのうち基本料金については1,100円から1,320円に改定となる、下水道経営において処理経費が使用料収入によって賄えている割合（経費回収率）が現在68.5%にとどまっている。そのため不足する経費が一般会計からの繰入金によって賄われており、本来福祉や教育などに使われるべき税金が下水道経費の一部に使われている状況であるとの答弁があった。

② 4、5年前から改定の話があったと思うが、計画が先延ばしされコロナ禍や物価上昇が家計を圧迫していると言われる中、令和5年7月に改定することとなった理由はとの質疑に、前回の改定から13年が経過している。この間、住民生活に影響を与える下水道使用料の値上げについては慎重であるべきとの考え方や近隣団体の状況等も考慮し、これまで改定を控えてきた。またコロナ禍等により値上げしにくい状況が続いていたが、今年度実施している投資財政計画策定業務において収支見通しの検証を行った結果、使用料改定による収支改善を早急に行う必要があるとの判断に至った。算定期間の5年間で約10億6,000万円、1年当たり約2億1,000万円の純損失（赤字）が発生する状況であることや、資金繰りにおいて厳しい状況になる見通しで、使用料を値上げしなければ資金不足により一般会計からの繰入金を増やさなければならなくなり、これ以上先延ばしにできないことから今回の改定に踏み切らせていただくこととなったとの答弁があった。

③ 令和5年7月1日施行となっているが、令和5年3月または6月議会で審議し、それまでの間に住民説明をしっかりとするという方法は採れないのかとの質疑に、下水道経営の厳しい財政状況についての住民周知が足りていなかった点は大変申し訳なく思っているが、使用料改定に伴うシステムの変更等の手続に一定期間かかるため、議決が遅れた場合はその分施行が遅れることになる。また住民周知については条例改正の決定後、町広報、ホームページ、納付書などを活用した方法と自治会等の各種団体の会合などで説明をさせていただくことを考えているとの答弁があった。

④ 今回料金改定をしても一般会計からの繰入れが必要な状況は変わらないとのことだが、経費回収率を100%にするにはいくらまで値上げする必要があるのかとの質疑に、望まれる使用料は基準となる月20トンの場合、税込み3,740円である。今回平均改定率を18.7%上げることにより改定後は経費回収率が81.4%となるが、令和4年7月から4回にわたり開催された行財政審議会の中でコロナ禍や物価上昇による住民生活への影響に十分配慮し、改定率はなるべく低く抑えるようにとの意見があり、今回の改定率は理想の使用料体系よりもかなり低く抑えている。今後5年ごとに見直しの検討を行いながら、経費回収率を100%に近づけていきたいとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

ただし、次の内容を付帯意見としてつける。

「住民生活に直結するサービスであるにもかかわらず、住民への説明や周知が十分でない中、当初の計画を数年間も先延ばしにした結果、赤字会計はもとより来年度には運営資金に不足が生じるおそれがあるという危機的状況を招いている。そのため、今回料金改定に踏み切らざるを得ないとの決定をすることは委員会として苦渋の決断である。今後も段階的に使用料改定が予定されているが、行財政審議会の意見も踏まえ、運営方針や事業計画については慎重かつ十分な時間をかけて策定すること。また、今回の料金改定における住民周知については、丁寧かつ分かりやすいものとし、理解が得られるよう努めること。」

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第59号。付託年月日、令和4年12月2日。件名、太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年12月5日月曜日午前10時から午後3時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第51号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第52号太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、上程中の議案第53号太子町情報公開条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第54号太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第55号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第56号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第57号職員の降給に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第58号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第59号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午前10時56分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第13 議案第66号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

日程第14 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第13、議案第66号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第14、議案第67号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第66号、議案第67号の条例改正につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第66号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、私はさきの町長選挙の公約で町長の給料月額を20%減額することを掲げておりましたので、このたびの人事院勧告の改正と併せまして現行の「15%」の減額率を令和5年1月から「20%」とするための改正でございます。

次に、太子町におきましては、特別職の職員の期末手当につきましては一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じてその支給の月数を改正するものでございます。この条例の施行日は公布の日とし、期末手当年間支給の月数の改正につきましては令和4年4月1日に遡及適用、期末手当の支給割合の改正につきましては令和5年4月1日の施行としております。また、特別職の職員の期末手当の支給の月数を改正することで、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当についても準用されますので議会議員の期末手当も同様に支給が行われることになります。

続いて、議案第67号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本町におきましては従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しております。そのため、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重しまして人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。この条例の施行日は公布の日とし、給料につきましては令和4年4月1日に遡及適用、勤勉手当につきましては12月分の支給分で調整することとしております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。議案第66号及び議案第67号の条例改正についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） それでは、ただいま上程されました議案第66号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第67号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して詳細説明を申し上げます。

最初に、議案第66号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当町の特別職の職員、町長、副町長、教育長の期末手当については一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じてその支給月数を改正するものでございます。

まず、第1条として期末手当の改正について、第3条第4項の表において一般職の職員に準じて支給総月数を0.1月分引き上げております。この改正により、特別職の職員の期末手当の年間支給月数は「4.20月数」から「4.30月数」となります。

次に、第2条について説明いたします。第1条で改正いたしました期末手当の月数について支給割合を変更するものでございますが、一般職の職員の期末勤勉手当において令和5年4月以降、6月と12月の期末勤勉手当の支給月数を同月数とする改正を行うことから、これに準じて「6月2.1月、12月2.2月」をいずれも「2.15月」に改正しております。なお、支給総月数は変更ございません。また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定により、議会議員の期末手当についても準拠されますので議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

さらに、第1条の改正で追加する附則について説明いたします。令和4年11月13日に沖汐守彦町長が就任され、町長の給料月額を20%減額することを選挙公約とされていたことから、現行の減額率の「15%」を「20%」とするため、改正するものでございます。なお、施行日は公布の日からとし、期間は令和5年1月1日から任期満了日まであります令和8年11月12日まででございます。なお、今回の給料月額の減額率を20%に改正することにより、改正前の15%から年間で町長の給料が約74万5,000円の減額となります。

続きまして、議案第67号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。本年の人事院勧告において、その骨子は民間給与との格差921円、0.23%を埋めるため、給料表の水準を引き上げ、初任給については民間との間に差があることなどを踏まえ、大卒者で3,000円の引上げなどを実施、またこれらを踏まえ30代半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定を行うこととなっております。また、賞与を民間の支給割合に見合うよう「4.30月数」から「4.40月数」に引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するために引き上げる引上げ分を勤勉手当に配分することとなっております。なお、給料においては令和4年4月より遡及適用し、勤勉手当については12月期の支給分で調整することが勧告されております。

それではまず、第1条一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、給料表の改正について、第3条に係る別表第1を、初任給は民間との間に差があることなどを踏まえ、大卒者で3,000円、高卒者で4,000円引き上げ、またこれらを踏まえ、20代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30代半ばまでの職員が在職する号給についての改定を実施しております。対象職員は114名であり、所要額は308万9,000円となっております。

次に、再任用職員以外の職員における勤勉手当の改正について、第20条第2項第1号を支給月数0.1月分の引上げに伴い、12月の勤勉手当を0.1月分引き上げております。この改正により、当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.30月数」から「4.40月数」となります。また、再任用職員については、「2.25月数」から「2.30月数」となります。さきの給料表の改正に伴う6月の期末勤勉手当の増額分、各種負担金と合わせて給与に関する所要額は1,074万1,000円となっております。

次に、第2条について説明いたします。第20条第2項第1号においては、第1条で改正いたしました勤勉手当の月数について支給割合を変更するものでございます。再任用職員以外の職員に

ついて、「6月0.95月、12月1.05月」を「1.00月ずつ」に改正しております。また、再任用職員については、「6月0.45月、12月0.5月」を「0.475月ずつ」に改正しております。

次に、第3条について説明いたします。本条では、太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。本条例に規定する会計年度任用職員の給料表については一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表と同様、人事院勧告の内容に準じていることから、一般職の職員の給料表の改定と同様に改正を行っております。

次に、附則について説明いたします。まず、この条例の施行期日等について、附則第1条において公布の日に施行し、第1条の改正は令和4年4月1日に遡及適用すること、また第2条及び第3条の改正は令和5年4月1日から施行することを規定しております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第66号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 給与の改正に関しては、今年3月の議会で同様に改正があったかと思うのですが、そのときには0.15月分引き下げて、今回はそれをまた戻すということですが、0.1月分戻す、そういった理解でよろしいですか。

○議長（中島貞次） 総務課長。

○総務課長（中井義之） 先ほど申し上げましたように、職員の給与につきましては人事院勧告を基に改定のほうをしておりますので、お見込みのとおり前回につきましては引下げを行いましたけれども、今回の改定につきましては人事院勧告を基に0.1月を引き上げるという形の改正になっております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続いて、上程中の議案第67号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今回の改正内容に対しては特にあれなのですが、太子町として職務の級、1から6級までとなっております。これは現在の考え方としての確とお考えでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） これまで部長級を7級にするというような御意見も何回かお聞きもしております。内部でも近隣の市町の状況を勘案しながら研究をしまいつているというのが答弁であったのではないかと考えておりますが、今回も子供支援について生活福祉部と教育委員会との整理も含めて組織改革等も今考えておりますので、その中で今後検討はさせていただきたいと思ひます。ただ、近隣市町の状況、あるいは私どもの財政状況等も勘案しながら総合的な判断が必要であらうと考えておりますので、慎重にかつ適切に判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） この条例に関する質疑をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 一般職の給与に関しましても、3月の時点で一度0.15月引き下げたと。それを今0.1月期末手当を戻すということですのでけれども、会計年度任用職員に関しては3月の段階ではこれはどのような扱いにされて、今回は会計年度任用職員については給料表の改定はありますけれども期末手当については言及がございませんけれども、その関係はどうなっているかについて御説明いただけますか。

○議長（中島貞次） 総務課長。

○総務課長（中井義之） 会計年度任用職員につきましては1年度ごとに任用するという形の考え方になっておりますので、年度当初に勤務条件であったりとか休暇であったりとかというようなこと、勤務条件通知書の中で既に通知をしております。その兼ね合いもありまして、これまでも減額改定があったときにつきましても減額はせずに、当初の金額でもって雇用のほうを続けておりますので、今回の改正につきましても増額となりますが、これにつきましては来年4月以降の改定でやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時17分）

（再開 午前11時17分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第15 議案第60号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）

日程第16 議案第61号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第62号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第63号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第64号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第20 議案第65号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（中島貞次） 日程第15、議案第60号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）から日程第20、議案第65号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第60号から議案第65号までの各会計の補正予算につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第60号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定に伴います人件費関係の補正であります。歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,017万円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億3,467万8,000円とするものであります。歳入予算につきましては、繰入金及び諸収入の追加であります。歳出予算につきましては、全ての款において給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第61号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,472万8,000円とするものであります。歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。歳出予算につきましては、総務費において給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第62号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これも同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ53万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,259万7,000円とするものであります。歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加であります。歳出予算につきましては、総務費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

次に、議案第63号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これも同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。歳入歳出予算につき

ましては、既定の予算総額にそれぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,721万4,000円とするものであります。歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。歳出予算につきましては、総務費において給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第64号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

これも同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。その内容としましては、収益的収入に基礎年金拠出金1万3,000円を追加し、事業収益の総額を5億3,609万5,000円とするものであります。収益的支出につきましては、給与改定に伴う人件費41万5,000円を追加し、事業費用の総額を5億1,875万5,000円とするものであります。

最後に、議案第65号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

これも同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。その内容としましては、収益的収入に基礎年金拠出金8,000円を追加し、下水道事業収益の総額を11億7,284万8,000円とするものであります。収益的支出につきましては、給与改定に伴う人件費31万7,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億2,560万3,000円とするものであります。

以上のおりでございますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第60号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第61号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第62号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第63号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第64号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第65号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（中島貞次） 日程第21、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第6回太子町議会定例会（第501回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時30分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（中島貞次） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月28日の招集以来、本日までの19日間でしたが、この間、議員各位には各会計の補正予算をはじめ、条例改正、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、ここにその御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。なお、町長をはじめ、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

さて、本年も残り僅かとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康に御留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられますことを祈念いたしますとともに、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。また、12月をもって退任されます杉原副町長におかれましては、本当に御苦労さまでした。今後は健康に御留意され、ますますの御活躍を祈念いたします。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和4年第6回太子町議会定例会（第501回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶申し上げます。

去る11月28日に開会されました今期定例町議会におきましては、人事案件をはじめとする各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決いただきましたことを深く感謝を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、先ほども議長のほうから御指摘がありましたように今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力をしてまいります。

結びに、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしますとともに、本年12月末をもって退職されます杉原勝由副町長に心からの感謝を申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（中島貞次） ここで杉原副町長より発言を求められておりますので許可します。

~~~~~

#### 副町長挨拶

○副町長（杉原勝由） 退任に当たりまして、このような挨拶の機会を与えていただきお礼を申し上げます。

さて、このたび私自身健康に不安があり、この重責を全うすることはできないと判断いたしました。振り返りますと、昨年6月議会で御同意いただき7月から就任いたしました。就任直後から緊張感、不安感が張り詰める中、議員各位をはじめ、町民の皆様、また職員から叱咤激励をいただき、未熟で至らぬ点は多々あったとは存じますが、何とか務めることができましたのは皆様に育てていただいたおかげで感謝を申し上げます。また、今後は沖汐町長をリーダーに、本日御同意をいただきました榮藤氏が副町長として御活躍されることに太鼓判を押して引継ぎをさせていただきますと考えております。

最後に、太子町の発展とここにおられます皆様のますますの御健勝を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

太子町議会議長            中    島    貞    次

署名 議員            長   谷   川   正   信

署名 議員            玉   田   正   典